

## 大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 事業者の指定等</p> <p>第4条（略）</p> <p>（指定の要件等）</p> <p>第5条</p> <p>1（略）</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) から (4)（略）</p> <p>(5) イ から ハ（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ <u>「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号）に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</u></p> <p>(6) から (11)（略）</p> <p>（指定申請の手続き）</p> <p>第6条</p> <p>1（略）</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) から (5)（略）</p> <p>(6) <u>使用印鑑届（修了証明書に使用する印鑑）</u></p> <p>(7) <u>今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」</u></p> <p>(8) から (18)（略）</p> <p>3から5（略）</p> <p>（課程の追加の手続き）</p> <p>第6条の2</p> <p>1から5（略）</p> <p>第3章 研修事業の実施（略）</p> <p>第4章 研修事業の廃止（略）</p> <p>第5章 調査及び指導（略）</p> <p>第6章 その他（略）</p>	<p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 事業者の指定等（略）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（指定の要件等）</p> <p>第5条</p> <p>1（略）</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) から (4)（略）</p> <p>(5) イ から ハ（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ <u>介護保険法施行令第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</u></p> <p>(6) から (11)（略）</p> <p>（指定申請の手続き）</p> <p>第6条</p> <p>1（略）</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) から (5)（略）</p> <p>(6) <u>印鑑証明書の原本（実印を使用しない場合は使用印鑑届も併せて提出）</u></p> <p>(7) <u>研修の収支予算書及び今後2年間の財政計画書</u></p> <p>(8) から (18)（略）</p> <p>3から5（略）</p> <p>（課程の追加の手続き）</p> <p>第6条の2</p> <p>1から5（略）</p> <p>第3章 研修事業の実施（略）</p> <p>第4章 研修事業の廃止（略）</p> <p>第5章 調査及び指導（略）</p> <p>第6章 その他（略）</p>

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日等) (略) (経過措置) (略) (旧告示等による指定都市市長等が指定した事業者の指定申請の特例) (略)</p> <p>附 則 (施行期日等) (略) (経過措置) (略)</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成19年8月1日から施行する。 (施行期日) この要綱は、平成23年12月15日から施行する。 (施行期日) この要綱は、平成26年3月31日から施行する。 (施行期日) この要綱は、令和元年7月30日から施行する。 <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、令和3年8月17日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (施行期日等) (略) (経過措置) (略) (旧告示等による指定都市市長等が指定した事業者の指定申請の特例) (略)</p> <p>附 則 (施行期日等) (略) (経過措置) (略)</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成19年8月1日から施行する。 (施行期日) この要綱は、平成23年12月15日から施行する。 (施行期日) この要綱は、平成26年3月31日から施行する。 (施行期日) この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p>
<p>別表 (略)</p>	<p>別表 (略)</p>